



学校生活



愛知県立豊田高等特別支援学校

豊田市竹町栄 21 番 1  
TEL0565-54-0011  
FAX0565-54-0013

# 目 次

<small>せいとこころえ</small> 生徒心得について.....	1
<small>とくべつけいほう</small> 特別警報の対応について.....	4
<small>りんじじょうほうはつれいじ</small> 警報及び南海トラフ地震臨時情報発令時の対応について .....	5

せいとこころえ  
生徒心得

愛知県立豊田高等特別支援学校の生徒である自覚をもち、一日一日を大切にした学校生活を送るためにこの生徒心得を守り、集団の一員として行動するよう心掛けましょう。

1 学 習

- (1) 授業を大切にし、始業の合図までには着席し、授業の準備をする。
- (2) 家庭学習は計画をしっかりと立て、自主的・積極的に行う。
- (3) 新聞やテレビ・ラジオのニュースを通して、社会の出来事に関心をもつ。

2 日 課 (令和5年度)

読書タイム	8 : 30	/	
S T	8 : 40 ~ 8 : 45		
第1時限	8 : 50 ~ 9 : 40		
第2時限	9 : 50 ~ 10 : 40		
第3時限	10 : 50 ~ 11 : 40		
第4時限	11 : 50 ~ 12 : 40		
昼食放課	12 : 40 ~ 13 : 25		
第5時限	13 : 25 ~ 14 : 15		
第6時限	14 : 20 ~ 15 : 10		
(月・水・金)			(火・木)
清 掃	15 : 10 ~ 15 : 20	/	
S T	15 : 20 ~ 15 : 30		15 : 10 ~ 15 : 30
部 活 動	15 : 30 ~ 16 : 55		
下 校	16 : 55	15 : 45	

※ 「15 : 45」「16 : 55」とは、生徒の下校(正門から校外に出る)が終了する時刻である。

3 出欠席

- (1) 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退をしない。  
また、始業時(8 : 35)から終業時(15 : 30)までは、許可なく校外に出ない。
- (2) 病気などでやむを得ず欠席・遅刻する場合は、学校に電話連絡をする。

- (3) 早退の場合は、その理由を担任に申し出て許可を得る。  
 (4) 就職活動等、校長が認めた事由により授業を欠いた場合には、欠席としない。

#### 4 服装規定

- (1) 本校指定の通学服、体育服、作業服を着用する。  
 (2) 各服装における夏服、冬服の着用期間は設定せず、各自の体調に合わせて着用する。  
 (3) 通学服の冬服のみ校章を襟につける。  
 (4) 服装・かばんなどについては、次のような規定を設ける。

項 目	規 定
頭 髪	常に整髪し、清潔にする。染色、脱色、パーマなどを禁止し、肩より長い場合はまとめる。また、前髪が目にかからないようにする。
化粧等	化粧・マニキュア・ピアス等、身体の装飾を禁止する。
服 装 (通学服規定)	[スラックスタイプ] 冬服：ネクタイは常に結んでおく。 ズボンからシャツを出さない。 夏服：開襟シャツ(下着は白、グレーなどとする) ：長袖シャツにネクタイ着用 [スカートタイプ] 冬服：ベストは学校指定のものとする。 夏服：開襟ブラウス(下着は白、グレーなどとする) ※リボンには常に結んでおく。 ※スカート丈は、膝が隠れる程度の長さにする。
防 寒 着	ウインドブレーカー、コートなどの色は黒、紺、ベージュ、グレーなどを基調とした色のものとする。
ベ ル ト	黒系統の色のものとする。
くつ 靴	スポーツシューズ又は、革靴使用とする。
靴 下	白、黒、紺、茶、グレーなどを基調としたワンポイントまでのものとする。 ショートソックス(くるぶしが出るもの)は使用しない。ストッキング・タイツを使用する場合は、黒、紺、ベージュとする。また、靴下を必ずはく。
か ば ん	黒、紺、グレーのいずれかの色を基調としたデイパック、3ウェイバッグを使用する。寄宿舎生は帰省時・帰舎時のみ大きめのスポーツバッグを使用してもよい。
持 ち 物	不要な物を学校に持ち込まない。ただし、健康・安全・指導上必要と考えられる物については保護者及び担任からの申し出により許可する。

## 5 交通安全

- (1) 交通ルールを守り、交通事故に気を付ける。
- (2) 登下校には、定められた通学路を通行する。
- (3) 自転車通学をする場合は届けを提出し、配付される登録シールを自転車に貼る。また、交通事故に十分気を付ける。
- (4) 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用し交通規則を守る。

## 6 生活態度

- (1) 登下校時は必ず身分証明書（生徒手帳）を携帯する。
- (2) 登下校時は公共交通機関の利用マナーをしっかりと守る。
- (3) 生徒間はもちろん、学校周辺や居住地域の方と接する場合は、進んで挨拶をする。
- (4) 登下校中に、必要のない買物をしない。
- (5) 外出するときは、行き先、用件、帰宅時間を告げ、保護者の許可を得てから出掛ける。
- (6) ゲームセンター、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等は、生徒だけでは立ち入らない。
- (7) 飲酒、喫煙及びシンナー、覚せい剤（危険ドラッグ）など薬物乱用行為は、絶対行わない。
- (8) 夜遅く外出したり、友達等と外泊したりしない。
- (9) 家庭では、規則正しい生活を送る習慣に努め、進んで体を鍛えたり、手伝いをしたりする。
- (10) 困ったことが起きたときは保護者に連絡し、必要に応じて学校にも連絡する。
- (11) 生徒間で金銭及び私物等の貸し借りをしない。

## 7 その他

- (1) アルバイト、運転免許取得は原則として禁止する。どうしても必要な場合は届けを提出する（運転免許取得願、アルバイト許可願）。
- (2) 携帯電話・スマートフォンは、緊急時に使用することを目的とし、届け（携帯電話・スマートフォン使用届）を提出する。校内での使用を禁止とする。利用の仕方に十分留意し、不適切な使用が発覚した場合は預かり、本人を通して保護者へ返却する。
- (3) スマートウォッチの扱いについては、時計の機能のみの使用を認め、使用する場合は、届け（スマートウォッチ使用届）を提出する。校内において、時計の機能以外の使用が発覚した場合は預かる。

とくべつけいほう  
特別警報の対応について

大原則

あいちけんか  
愛知県下に特別警報が発令された場合は、  
直ちに生命を守るための対応をする。

愛知県下に特別警報が発令された場合は、下記の対応をする。

注意！

- ・本校の警報の対応とは別の対応となる。
- ・特別警報から警報に変わった場合であっても一度特別警報が発令された場合においては、下記の対応となる。

判 断	状 態	対 応
登 校 前	発令中	自宅待機をする。
	解 除	授業開始は学校から連絡をする。 ※学校周辺や公共交通機関の安全を確認でき次第、 連絡をする。
在 校 中	発令中	そっこく 即刻授業を中止し、学校待機とする。 (生徒の生命・安全を確保する。) ※校内の避難場所への移動等、適切に対応する。
	解 除	災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から、 生徒の下校の安全が確認でき次第、下校する。 ※下校が困難と判断した場合は学校待機をする。 ※下校する際には、メール配信や電話連絡等で家庭 に連絡をする。

※居住地域に警報が発令された場合もしくは登校に危険が生じると判断した場合  
(大雨・雷注意報等)は学校に連絡し、自宅待機をする。

※学校から連絡をすることになるので連絡が取れるように家庭で対応をお願いする。

※上記のような緊急を要する下校対応をした場合は、必ず帰宅連絡をする。

※特別警報以外については、今までどおり本校が示す対応となる。

※登校中に関すること、上記の件で変更があった場合は決まり次第連絡する。

警報及び南海トラフ地震臨時情報発令時の対応について

【 警報発令時の対応 】

1 登校前にすでに西三河北西部に暴風、暴風雪警報が発令されている場合の対応

判断時刻	状態	対応
午前6時	発令中	自宅待機とする。
	解除	通常授業とする（安全に留意して登校する）。
午前6時すぎから 午前10時前まで	発令中	自宅待機とする。
	解除	解除時刻の2時間後に授業を開始する（安全に留意して登校する）。
午前10時	発令中	臨時休業とする（登校しない）。

※自宅付近に警報もしくは登校に危険が生じると判断した場合（大雨・雷注意報等）は学校に連絡し、自宅待機とする。

2 登校後に西三河北西部に暴風、暴風雪警報が発令された場合の対応

(1) 安全に下校できると判断した場合

ア 学校配信メールにて下校することを伝え、速やかに下校する。

（連絡がつかない生徒、配信メールを登録していない生徒については学校待機とする。）

イ 帰宅後すぐに学校への帰宅連絡をする（原則として生徒本人が行う）。

(2) 下校が困難及び危険があると判断した場合

ア 該当生徒は、危険がなくなるまで学校待機とする。

イ 保護者と対応を検討し、下校を選択した場合は保護者の迎えによる下校とする。

（連絡がつかない・迎えへの即応が難しい生徒は学校待機とする。）

【 南海トラフ地震臨時情報発令時の対応 】

南海トラフ地震及び大規模な地震（めやすとして震度5強以上）が発生し、家屋の倒壊や火災、交通機関の途絶などが予想される場合。

在宅時	身の安全を確保、避難所への避難、軽率な行動は慎む。
登下校時	徒歩・自転車：安全を確保し登校か帰宅をする。または避難所へ避難する。 公共交通機関：近くの情報を確認し、指示に従い避難する。
在校時	避難し、情報収集を行う。交通機関の運行や下校方法の安全が確認でき次第、下校する。帰宅困難な場合、避難所を開設し、保護者の迎えや下校のタイミングを検討する。

さいがいようてんごん  
**\*災害用伝言ダイヤルの録音方法**

171	1	(*** ) *** - ****	録音
ガイダンス	ガイダンス	(自宅の電話番号)	ガイダンス

[例]

1年1組、「豊田太郎」本人です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊<sup>ぜんかい</sup>し、  
 現在〇〇小学校に避難しています。

**\*災害用伝言ダイヤルの再生方法**

171	2	(0565) 54-0011	再生
ガイダンス	ガイダンス	(学校の電話番号)	ガイダンス

[例]

豊田高等特別支援学校です。学校は、しばらく休校とします。学校から連絡があるま  
 で自宅待機しててください。